

路上喫煙

生活安心安全課 ☎ 221-1058 ・ ☎ 221-1291

路上喫煙について

路上での喫煙は、他人の服を焦がしたり、やけどをさせたりする危険や、煙による健康への影響があります。不特定多数の人が集まる公共の場、特に小さな子どものいる場所では喫煙を控えましょう。

たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれの立場で喫煙に関するルールとマナーを考え、気持ちよく過ごすことのできる静岡市にしていきたいです。

< 静岡駅周辺 >



路上喫煙禁止地区

市では、平日でも人の往来が多く、イベントなどが多く行われるような場所を路上喫煙禁止地区に指定しています。現在の路上喫煙禁止地区は地図のとおりです。禁止地区内での喫煙は、2,000円の過料が科せられます。

< 清水駅周辺 >



生活環境

自転車の利用

生活安心安全課 ☎ 221-1058 ☎ 221-1291

自転車保険への加入義務

静岡県及び静岡市の自転車条例(「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」「静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例」)により、自転車利用者には自転車保険(賠償責任保険)への加入が義務付けられています。

自転車を利用される方は、万が一の加害事故に備えて自転車保険(賠償責任保険)に加入してください。

※自転車事故で加害者となった場合に相手方の生命や身体の損害を補償する保険の種類は様々です。既に加入している自動車保険や火災保険などの保険で自転車事故の補償が付帯されている場合があります。まずは、現在の加入状況を確認しましょう。

放置自転車／駐輪場

交通政策課 ☎ 221-1412 ・ ☎ 221-1060

都市計画事務所 ☎ 354-2256 ・ ☎ 352-9454

放置自転車・原付は撤去します

市民の皆さんが安心して歩けるまちづくりのために、JR静岡駅・東静岡駅・清水駅・草薙駅・由比駅・興津駅の周辺に放置自転車の禁止区域と規制区域を設定し、放置自転車の撤去を行っています(放置とは、利用者が自転車・原付から離れてすぐに移動させることができない状態を指します)。

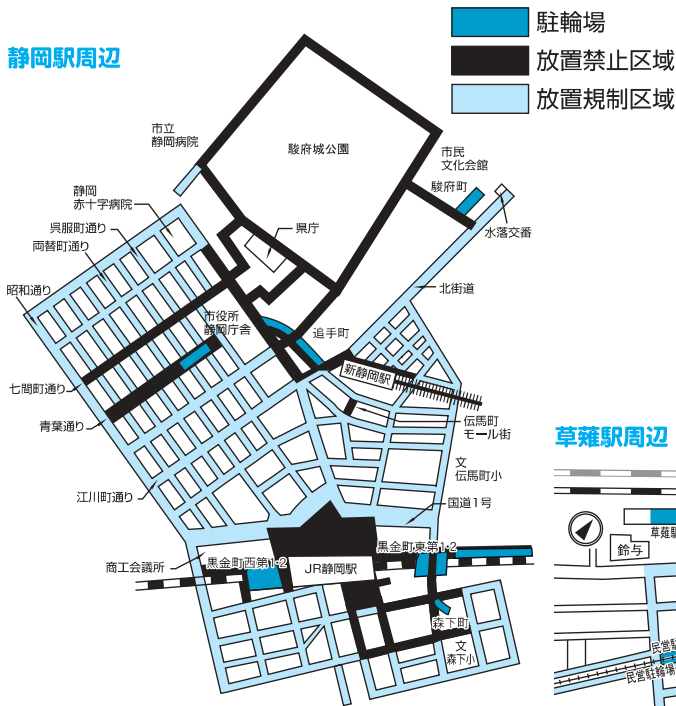
放置禁止区域	警告後すぐに撤去
放置規制区域	警告後2時間経過したものを撤去

撤去した自転車・原付は、所有者が分かる場合は引取通知書を送付し、2か月間、保管所で預かります。引き取りにあたっては、撤去保管料(自転車2,000円、原付3,000円)をいただく他、必要なものがありますので詳しくはお問い合わせください。

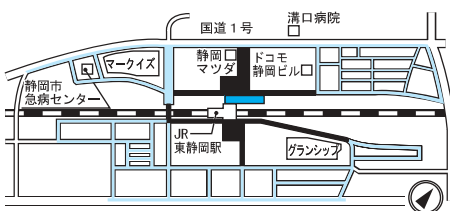
駐輪場をご利用ください

駅周辺や繁華街には駐輪場があります。料金は、1日1回の利用ごとに自転車100円、原付150円、自動二輪200円(自動二輪は東静岡駅北口のみ)です(草薙駅前西の屋根なし駐輪場は自転車50円、原付70円)。定期利用もあります。

静岡駅周辺



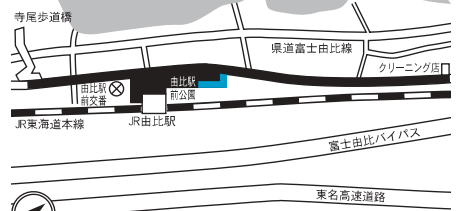
東静岡駅周辺



興津駅周辺



由比駅周辺



◆駐輪場一覧

葵区・駿河区

No	名称	駐輪車	料金	利用時間
1	青葉通り	自転車・原付*	有料	5:30~ 23:30
2	追手町	自転車		
3	黒金町西第1	自転車		
4	黒金町西第2	自転車		
5	黒金町東第1	自転車・原付*		
6	黒金町東第2	自転車・原付*		
7	東静岡駅北口	自転車・原付*・自二	4:30~ 24:30	5:30~ 23:30
8	東静岡駅南口	自転車・原付*		
9	森下町	自転車・原付*		
10	安倍川駅西口	自転車	無料	24時間 1階24時間 2階6:00~22:00
11	駿府町	自転車・原付		
12	用宗駅	自転車・原付*・自二		
13	安倍川駅東口(平面)	自転車		
14	安倍川駅東口(丸おさだ)	自転車		
15	黒金町路上	自転車・原付	24時間	

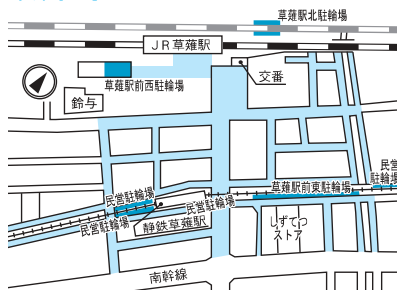
*原付は、125ccまでの原動機付自転車(二輪に限る)、自二は自動二輪を指します。

清水区

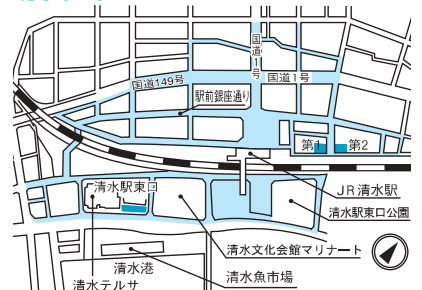
No	名称	駐輪車	料金	利用時間
1	清水駅東口	自転車・原付*	有料	5:30~ 24:00
2	清水駅西口第1	自転車		
3	清水駅西口第2	自転車		
4	由比駅前	自転車・原付*	無料	24時間
5	草薙駅前西	自転車・原付*		
6	草薙駅前東	自転車・原付*		
7	草薙駅前北(暫定)	自転車・原付		
8	清水狐ヶ崎	自転車・原付*		
9	清水桜橋	自転車・原付*		
10	清水桜が丘	自転車		
11	清水橋下(暫定)	自転車・原付		
12	新清水駅(暫定)	自転車・原付		
13	蒲原駅東	自転車・原付*		
14	蒲原駅西	自転車・原付*		
15	新蒲原駅前	自転車・原付*		

*原付は、清水駅東口・西口、由比駅前、蒲原駅東・西、新蒲原駅前については、125ccまで、その他は50ccまでの原動機付自転車(二輪に限る)を指します。

草薙駅周辺



清水駅周辺



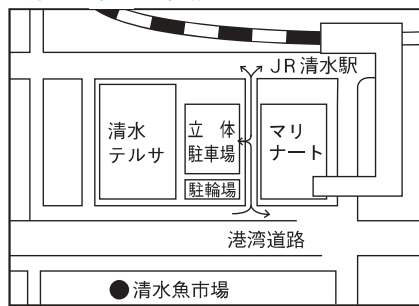
P市営駐車場など

名称	駐車車両	料金	営業時間	休業日
清水駅東口駐車場 ☎353-2218	普通車・小型車・ワンボックス車 計279台 車イス使用者用5台、自動二輪車 14台	普通車等30分100円、自動二輪車1日1回200円	5:30 ~ 24:00	年中無休
清水千歳橋駐車場(無人) ☎255-8919 (市まちづくり公社)	自動車38台	1時間100円	24時間営業	年中無休
清水柳橋駐車場(無人) (パル通り商店街駐車場) ☎255-8919 (市まちづくり公社)	自動車54台	1時間100円	24時間営業	年中無休
静岡駅北パーキング ☎252-0120 (市まちづくり公社)	自動車200台	最初の2時間まで30分150円、以後30分ごと100円	24時間営業	年中無休
静岡駅北口地下駐車場(エキバ) ☎653-0353	普通車など400台	最初の30分100円、以後15分ごと100円	6:00 ~ 24:00	年中無休
静岡市役所有料駐車場 ☎255-8919 (市まちづくり公社)	自動車80台	30分150円	9:00 ~ 20:00	※

※静岡市役所有料駐車場は、土曜・日曜・祝日と年始(1月2日~3日)のみ開放

※各駐車場の車両の大きさや高さ等の規定がありますので、大型車両や高さがある車両等は、入庫 possibleの有無を事前にお問合せ下さい。

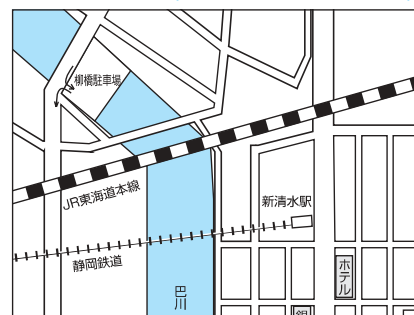
清水駅東口駐車場



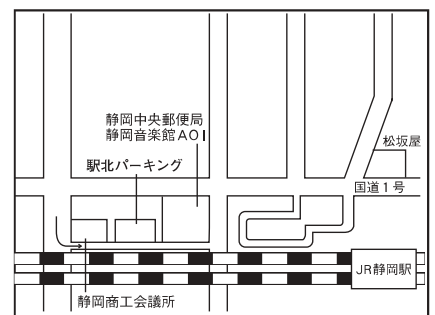
清水千歳橋駐車場



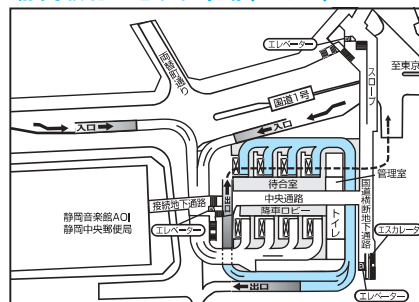
清水柳橋駐車場(パル通り商店街駐車場)



静岡駅北パーキング



静岡駅北口地下駐車場(エキバ)



静岡市役所有料駐車場



市営住宅への入居

まちづくり公社(葵区・駿河区)	☎ 221-1253
まちづくり公社(清水区)	☎ 354-2238

◆入居資格

【世帯向け】

次の条件をすべて備えている人

- ①現に同居、または同居しようとする夫婦または親子を主体とした家族(婚約者を含む)
- ②市内に住所か勤務先がある
- ③条例で定める収入基準に該当する
- ④住民税を滞納していない
- ⑤現に住宅に困窮している
- ⑥確実な連帯保証人・緊急連絡先がある
- ⑦申込者と同居親族が暴力団員でない

【単身向け】

- 上記②～⑦に該当し、次のいずれかに該当する人
- ア 満60歳以上の人
 - イ 1級～4級の身体障害者手帳を所持している等
 - ウ 生活保護受給者、DV被害者など

◆入居者の募集

募集については、事前に広報しずおか、市ホームページや公社ホームページなどでお知らせします。

募集期間…4月、6月、8月、10月、12月、2月の1日～5日
(募集期間中の消印のみ有効)

申込方法…郵送

道路の種類、路線名等の確認をしたいとき

個人の住宅等を建築する場合、建築基準法における道路(建築予定地に接している道路)の種類についての確認は

◇建築指導課 狭あい道路係 ☎221-1238

静岡市道及び市の管理する国・県道の路線名、幅員等についての確認は


◇土木管理課 総務・道路台帳係 ☎221-1127

※市道や位置指定道路の確認は、市のホームページからも確認ができます。

※住宅等の建築の場合は、必ず現地にて建設予定地に接している道路幅員等を確認するようにしてください。

道路の補修／規制情報は

道路の管理者は以下の通りです。補修の相談や要望については、各管理者に連絡してください。なお、主な道路の規制情報については、インターネットウェブサイト「しずみちinfo」でお知らせしています。パソコン、スマートフォン、タブレット端末から「しずみち」で検索可能です。

国道の一部	国土交通省静岡国道維持出張所 ※国道1号、1号バイパス、52号	☎278-5181
市道・県道・国道の一部	葵区…葵南道路整備課 (南部) <small>安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区を除く地域</small>	☎221-1486 ☎221-1683
	葵区…葵北道路整備課 (北部) <small>安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区</small>	☎294-1131 ☎294-1613
	駿河区…駿河道路整備課	☎221-1734 ☎221-1286
	清水区…清水道路整備課	☎354-2027 ☎351-6517
	災害や道路工事による通行止めなどの規制情報は【しずみちinfo】が便利です ⇒ ⇒ ⇒ 	
農道	農地整備課	☎354-2067 ☎354-2069
林道	治山林道課	☎354-2163 ☎353-6088

道路・川・水路を占用したいとき

土木管理課(葵区)	☎ 221-1442
土木管理課(駿河区)	☎ 221-1491
土木事務所(清水区)	☎ 354-2218

建築足場や建物に取り付ける看板などが道路に突出する場合や、川や水路に橋を架ける場合は許可が必要です。

土地の取引や利用をするとき

開発指導課 ☎ 221-1118 ・ ☎ 221-1117

一定規模以上の土地の売買をするときや、土地造成などの開発行為や市街化調整区域内の建築、土・砂利・岩石の採取などの土地利用には許可等の手続きが必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

※地価公示価格等は、開発指導課、各区の地域総務課、各支所、各図書館で閲覧できます。



動物指導センター

動物指導センター(葵区・駿河区)

葵区産女953
☎278-6409・☎278-2987

動物指導センター(清水区)

清水庁舎2階
☎354-2403・☎354-2226

蒲原支所※

清水区蒲原新田一丁目21-1
☎385-7730・☎385-7999

※蒲原支所は犬の登録、注射済票交付のみ受け付けます

- ◇犬の登録、狂犬病予防注射
- ◇放浪犬の保護
- ◇飼い犬の指導
- ◇動物取扱業の登録、特定動物の許可に関する事
- ◇犬、猫の引き取り相談
引き取り日時等を限定していますので、必ず事前にご相談ください。
- ◇死亡した動物の火葬

動物指導センター

葵区産女953 ☎278-6409

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
土曜日 午前9時～午後4時
※12月29日～1月3日 日曜日、祝日を除く

清水小動物火葬

清水区北矢部1452 ☎351-8575

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後2時
土・日曜日、祝日 午前8時30分～正午
※友引と1月1日を除く

動物愛護館

葵区産女954 ☎278-4070

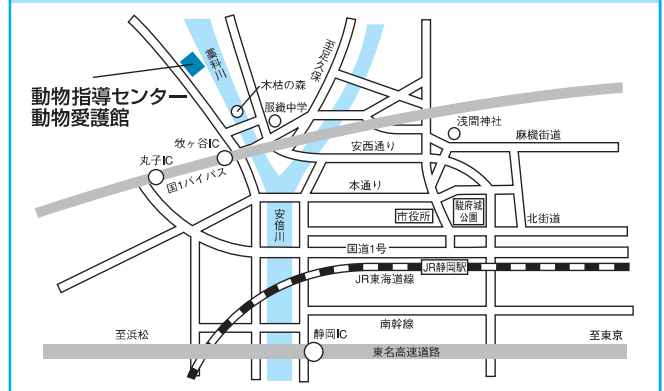
月曜日休館(祝日の場合は翌日)

犬猫とのふれあいや動物に関する展示物・図書等とおして、子どもたちへの動物愛護精神の普及に努めるとともに飼育相談にも対応しています。

さらに、しつけ方教室や飼い方講習会などのイベントや、犬猫の譲渡も行っています。また館内でグルーミング指導も行っています。

他にも、福祉施設へのふれあい訪問活動や幼稚園等へのワンワン教室なども行っています。

動物指導センター・動物愛護館(葵区) 案内図



野鳥を飼っている方は

環境創造課 ☎221-1319・☎221-1492

各区役所地域総務課

葵区 ☎221-1595

駿河区 ☎287-8697

清水区 ☎354-2170

◇野鳥を飼うには「飼養登録票」の更新が必要です。

◇「飼養登録票」の登録交付手数料は3,900円です。

※平成24年4月1日から愛玩目的の捕獲はできなくなりました。

負傷動物の保護は

犬猫/動物指導センター

☎278-6409・☎278-2987

○野生鳥獣が負傷した場合は

静岡県森林整備課 ☎286-9011

道路上の飼い主不明の犬猫等の死体処理

収集業務課

☎221-1365、1074

清水収集センター(清水区のみ)

☎366-2751

飼い主がわからない犬猫など小動物の死体が道路上にある場合にご連絡ください。ご連絡をもとに、場所を確認後、回収します。(ご連絡については、祭日を除く平日にお願いいたします。)

なお、日曜日、年末年始の休みは業務を行いません。このような時は段ボール等に入れ、保管するなどして業務を行っている日にご連絡ください。

犬を飼うには

動物指導センター(葵区・駿河区)

葵区産女953

☎278-6409・☎278-2987

動物指導センター(清水区)

清水庁舎 2階

☎354-2403・☎354-2226

蒲原支所

清水区蒲原新田一丁目21-1

☎385-7730・☎385-7999

- ◆犬の登録と狂犬病の予防注射を受けましょう
狂犬病は世界中で多くの方が感染し、毎年5万人以上の死亡が報告されています。狂犬病は発症すると治療法が無く、必ず死に至る、最も危険な人獣共通感染症です。
飼犬の登録と毎年の狂犬病の予防注射は法律により義務づけられています。絶対に忘れずに行いましょう。
- ◆飼主の皆様へ
 - 犬は家族の一員、責任をもって最後まで飼いましょう。
 - 放し飼いや、散歩中にヒモや鎖を放すことは他人に迷惑だけでなく条例違反です。絶対にやめましょう！
 - 愛犬のフンの後始末はきちんとしましょう。
- ◆飼犬の登録料金等

新規飼犬登録手数料	3,000円
犬の鑑札の再交付手数料	1,600円
注射済票交付手数料(新規)	550円
注射済票再交付手数料	340円

詳しくは、お問い合わせください。

快適な環境をつくるために

環境保全課

☎221-1358、1359・☎221-1186

大気、水質、騒音等の環境の状況を調査・監視するとともに、苦情の調査や指導も行っています。工事・事業場からの大気汚染、騒音等でお困りの際には、ご相談ください。

公害のないまちづくりのために

環境保全課

☎221-1358、1359・☎221-1186

工場・事業場には、公害防止に係る届出や規制が定められているものがあります。工場等を設置したり、施設を変更したりするときは、事前にご連絡ください。

地下水を利用するとき (井戸を掘るとき)

環境保全課

☎221-1359・☎221-1186

井戸を設置するとき、ポンプの吐出口口径が42mmを超える場合、あらかじめ届出が必要です。

中小企業融資

産業振興課 ☎ 354-2232 ㊟ 354-2132

静岡市産学交流センター ☎ 275-1657 ㊟ 275-1658

主な制度名	融資対象者	融資額	資金使途及び融資期間
小口資金	○市内に事務所、または事業所を有し、3ヵ月以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。	700万円以内	●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●5年以内 (6ヵ月以内の据置可能)
短期経営改善資金	○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。	1企業 700万円以内 1組合 1,500万円以内	●運転資金 ●5ヵ月以内
産業振興資金	○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。	3,000万円以内 ※特別小口の場合 2,000万円以内 ※新分野進出に 係る資金の場合 1,000万円以内	●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●7年以内 ※特別小口の場合5年以内 (1年以内の据置可能)
設備投資強化資金	○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ○次のいずれかの要件を満たす設備を市内の事務所、又は事業所に設置すること。 ①新製品・新商品の開発及び生産に使用される設備 ②従来の設備と比較して生産性が10%以上向上することが見込まれる設備 ③先端設備等導入計画に基づき導入する設備	5,000万円以内	●設備資金 10年以内 (1年以内の据置可能)
創業支援資金	○市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者。(分社、廃業後5年未満の者を含む) ○市内に居住していること。(法人の場合は、代表者) ○市内に事務所、または事業所を有するかその見込のあること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。	500万円以内 ※特定創業支援 事業の修了者 1,000万円以内	●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●5年以内 (1年以内の据置可能)
事業承継支援資金	○市内に事務所、または事業所を有し事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。 ◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業引継ぎ支援センター」又は「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、またはその事業を譲受け、引き続き市内において事業を営むこと(市内に本店を置き事業を営む者が、市外で事業を営む者から事業を譲り受ける場合も含む。ただし、貸付期間内に本社機能を移転する場合は利子補給を終了する)。 ※事業承継の契約締結後5年までが対象。	3,000万円以内	●事業承継に係る資金 ●10年以内 (1年以内の据置可能)
景気変動対策資金	○セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた小規模事業者。 ○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○市内に居住していること(個人の場合)。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。	3,000万円以内	●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●10年以内 (2年以内の据置可能)
その他利子補給制度 小規模事業者経営 改善(マル経)資金	(利子補給対象者) ○静岡市内の商工会議所及び商工会から推薦を受け、(株)日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善(マル経)資金を借りた事業者であること。 ○市内に事務所、または事業所を有していること。	2,000万円以内	●運転資金・設備資金 ●運転資金7年以内 (1年以内の据置可能) 設備資金10年以内 (2年以内の据置可能) ※利子補給期間1年

※いずれも受付は随時行っています。お申し込みは、直接最寄りの取扱金融機関まで。

※制度によっては上記以外にも資本金の額または出資総額、従業員数等の制限がありますのでご相談ください。

※各融資制度の利率等、詳細については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

※融資の際に必要な保証料に対して補助制度があります。

※融資制度にはその他のメニューもありますのでお問い合わせください。